

兵庫県立男女共同参画センター

「女性問題カウンセラー」の募集について

1 募集に当たって

県立男女共同参画センターでは、誰もが互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる“男女共同参画社会の実現”のため、意識啓発のセミナーをはじめ、各種相談や情報提供、就業支援など男女共同参画を取り巻く様々な課題の解決に向けた事業を実施しています。

このたび、県立男女共同参画センターでは、「女性問題カウンセラー」を下記のとおり募集いたします。

“男女共同参画社会の実現”をめざし、県立男女共同参画センターで活躍してみようと思われる方のご応募をお待ちしています。

2 募集内容

(1) 募集人員

1名(主にカウンセリングに従事する者)

(2) 職務内容

女性問題に関する個別相談等カウンセリング業務
女性問題の啓発、情報提供
女性グループとの連絡・調整、活動支援 など

(3) 勤務場所

兵庫県立男女共同参画センター

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー7階

(4) 身分・給与等

非常勤嘱託員として報酬(額は未定:平成23年度は月額214,500円)及び通勤費を支給します。

(5) 勤務時間

週29時間

〔週4日(日・祝日を除く)で、9:00~17:15又は10:45~19:00の変則勤務〕

(6) 任用期間

平成24年4月1日~平成25年3月31日

(7) 応募資格

次の ~ の要件を満たす者

心理学やカウンセリングに関する知識、カウンセリング業務の経験を有し、幅広い視点から助言できる者

県立男女共同参画センターで行われる相談や啓発事業、女性グループへの活動支援についての意欲のある者

地方公務員法第16条に規定する欠格条項の各号いずれにも該当しない者

(注) 地方公務員法第16条の欠格条項は次のとおりです。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(8) 応募方法

応募者は、次の ~ を応募先へ持参又は郵送してください。

履歴書(市販のもの、写真添付)

自己PR文(横書き400字詰原稿用紙2枚程度、ワープロ可)

レポート(横書き400字詰原稿用紙2枚程度、ワープロ可)

テーマ「県立男女共同参画センターの相談事業におけるカウンセラーの役割について」

(9) 応募期間

平成24年1月20日(金) ~ 平成24年2月17日(金) 必着

(10) 選考方法

提出書類による第1次審査を行い、第1次審査を通過した方に第2次審査(面接)を受けていただきます。第2次審査は3月上旬の予定です。

(第2次審査通過者について、健康診断書等関係書類の提出・審査を経て採用手続きを進めます)

(11) 応募・問い合わせ先

兵庫県立男女共同参画センター 調整課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー7階

TEL 078-360-8550

FAX 078-360-8558